

令和2年3月18日

## 社会福祉法人慈光会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：令和7年3月31日までに、社員全員の所定外労働時間を、1人あたり年60時間未満とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 各部署において、所定外労働の原因の分析を行う
- 令和2年4月～ 社員掲示板において、当該計画の周知を行う
- 令和2年4月～ 各部署において分析した所定外労働の原因を検証する